

「住まうビジョン・大阪」（案）概要

「住まうビジョン・大阪」とは

住生活基本法に基づき定める計画で、中長期を見据えた住宅・建築政策がめざすべき基本目標や今後の施策の方向性等を示すもの。計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、概ね5年を基本として、必要に応じて計画の見直しを行う。

1章 住宅・建築政策の基本的な方針

1. 基本目標と政策展開の方向性

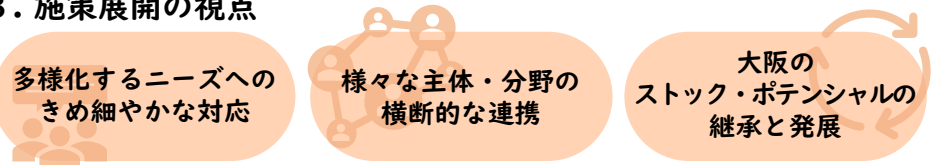
住まう人々・訪れる人々の多様な幸せを実現することが住宅・建築政策の使命
大阪・関西万博の成果を起爆剤とした取組や「副首都・大阪」に向けた取組を推進していること等を踏まえ、住宅・建築政策においても、これまでの取組や万博を契機とした取組を進め、「活力・魅力」と「安全・安心」の好循環を生み出す政策展開をめざす。

ともにつくろう、自分らしく幸せに過ごす住まい・まち大阪

2. 施策の柱



3. 施策展開の視点



4. 指標

多様な主体が連携・協働して達成すべき目標を分かりやすく提示するとともに、計画の進行管理を行うための指標を設定

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| ○住宅ストックに占める認定長期優良住宅等の割合 | ○住宅の耐震化率 |
| ○1世帯あたりのエネルギー消費量 | ○腐朽・破損がある使用目的のない空き家数 |
| ○高齢者の居住する住宅のうちバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 | ○マンション管理計画認定の取得割合 |
| ○居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率 | ○公的賃貸住宅全体のストック数 |
| ○地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 | ○賃貸住宅における入居差別の状況 |
| | ○土地取引等における差別の状況 |
| | ○宅地建物取引業者の人権意識 |

2章 重点的に取り組む施策

1. 国内外から人々を惹きつける

（1）魅力的で居心地の良い住環境の形成とまちづくりの推進

- ・世界に誇れる景観づくり
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ・快適で利便性の高いまちづくりの推進
- ・地域資源を活用したまちづくりの推進
- ・みどりあふれる住環境の形成

（2）良質で健康的な住まいの普及と循環型住宅市場の形成

- ・新技術を取り入れた住まいの普及促進
- ・住宅・建築物の脱炭素化・省エネルギー化の推進
- ・木造建築物の普及促進
- ・既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備・活性化

3. 安全な暮らしを支える

（1）災害に強いまちづくりの推進

- ・密集市街地の整備
- ・広域緊急交通路沿道建築物の耐震化の推進
- ・災害リスクを考慮したまちづくりの推進
- ・災害復興までを見据えた平時からの体制整備

（2）住宅・建築物の安全性の確保

- ・住宅・建築物の耐震化のさらなる推進
- ・空家等の管理・除却の推進
- ・分譲マンションの管理適正化・再生円滑化
- ・防犯性が高い住まいづくりの推進
- ・建築基準関連の法令順守の徹底

2. 多様な暮らしを実現できる

（1）誰もが生き活きとくらすことができる環境の整備

- ・子育て世帯にやさしい住まい・住環境の形成
- ・若者世代の活躍を支える住まい・住環境の形成
- ・高齢者が元気にくらすことができる住まい・住環境の形成
- ・障がい者が安心してくらすことができる住まい・住環境の形成
- ・人々のつながりや交流が生まれる環境づくり

（2）自分らしいくらしを選択・創造できる環境の整備

- ・住情報の提供や住教育の推進等、住まいに関して学ぶ機会の創出
- ・住まいに関する相談体制の充実
- ・住生活関連産業やくらしを支える多様な担い手の確保と活動しやすい環境の整備

4. 安心してくらすことができる

（1）住宅確保要配慮者をはじめ誰もが安心できる住まい・居住支援体制の整備

- ・住宅ストック全体を活用した居住の安定確保
- ・民間賃貸住宅における居住の安定確保
- ・公的賃貸住宅の的確な供給とストックの有効活用

（2）住生活関連産業の環境整備・活性化

- ・住生活関連産業の振興に向けた環境整備
- ・建築分野における新技術の普及
- ・不動産取引等における差別の解消

3章 地域特性を踏まえた施策

まちなりたちや変遷、特性を踏まえた6つの地域を取り上げ、大阪のそれぞれの地域において、その地域特性に応じた施策を展開

大阪都市圏の中心として多様な都市機能が集積する地域

歴史的まちなみなどの景観資源がある地域

木造住宅が密集する地域

ニュータウンをはじめ、郊外に整備された住宅地

公営・改良住宅など公的賃貸住宅を多く有する地域

農山漁村など豊かな自然を有する地域

4章 各主体の役割と連携

住まいまちづくりの主役である府民をはじめ、民間事業者、NPO、行政、公的団体等の役割分担と連携を位置づけ

【大阪府が重点的に取り組む施策】

○ 市町村支援の強化

○ 民間の活躍を支える環境整備

○ 公的賃貸住宅ストックの活用

○ 多様な主体がつながり、連携する機会・場（プラットフォーム）の創出